

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年5月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康診査及び各種検診等の実施対象者の把握 ②健康診査及び各種検診等の実施に関する事務 ③健康診査及び各種検診等の実施結果の管理
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 健康診査管理ファイル 2. がん検診管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の111項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の111項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民子育て部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課 健康指導班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3162

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取扱事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特 定個人情報を以下の事務で取り扱う。健康増 進法に基づき、健康増進事業として実施する 健康診査及びがん検診等の対象となる住民の 確認を行う。	健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特 定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康診査及び各種検診等の実施対象者 の把握 ②健康診査及び各種検診等の実施に関する 事務 ③健康診査及び各種検診等の実施結果の 整理	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民健康部健康推進課	市民子育て部健康推進課	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 多田 雄一郎	健康推進課長	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・修 正・利用停止請求 請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 行政班 袖ヶ浦市 坂戸市場1番地1 電話0438(62)2104	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市 場1番地1 電話0438(62)2104	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	袖ヶ浦市 市民健康部 健康推進課 健康指 導班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438 (62)3162	袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課 袖ヶ 浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3162	事前	
令和4年3月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成28年12月1日	令和4年3月1日	事前	
令和4年3月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成28年12月1日	令和4年3月1日	事前	
令和6年5月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 時点日	令和4年3月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年5月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 時点日	令和4年3月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号)第54条	番号法第9条第1項及び別表の111の項	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の111の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表の111の項	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課 袖ヶ 浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3162	袖ヶ浦市 市民子育て部 健康推進課 健康 指導班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3162	事前	